

告示

埼玉県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
埼玉飯能病院	飯能市飯能一八五	令和元年五月三十一日
医療法人 狭山中央病院	狭山市富士見二一九―三五	令和元年五月三十一日
小崎医院	上尾市柏座四一九―三五	令和元年五月三十一日
入間ゆめクリニックス	入間市扇台五二―一五	令和元年五月三十一日
ふじみ野在宅クリニック	ふじみ野市苗間一―一四―五	令和元年五月三十一日
三上医院	秩父市中町一九―一	平成三十年十一月二十三日
三光町クリニックス	坂戸市浅羽野一―一八	令和元年五月三十一日

たきの歯科	ふじみ野市滝二―五―三七	平成三十一年四月三十日
医療法人洛鳳會 デンタルオフィスK ento	ふじみ野市ふじみ野四―八―一 コフアンふじみ野一階	平成二十九年八月三十一日
川島デンタルクリニ ック	比企郡川島町伊草九六―一	平成三十年七月三十一日
あおぞら歯科医院	北本市深井六―一五―林ビル二F	平成二十九年八月十日
まい薬局未来堂	富士見市鶴馬二六―二―一三グランド ウール一階	平成三十一年二月二十七日
狭山中央まごころ訪問看護ステーション ビル二階B号室	狭山市富士見二―一九―三八 梅本	令和元年五月三十一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		廃止年月日
		名称	所在地	
籠宮 敏夫		KEIROW与野 ステーション	さいたま市中央区上落合六―九―四五	平成三十一年三月三十一日